

令和2年度 特定教育・保育施設等指導監査実施計画

1. 基本方針

子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対して、特定教育・保育施設等の設置者・事業者の責務、特定教育・保育等（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育）の提供及び施設・事業所の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項について、周知徹底及び過誤・不正の防止を図るための指導等を実施することにより、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適正化を図ることを目的とする。

2. 対象施設・事業

(1) 特定教育・保育施設

- ① 認定こども園（私立）
- ② 保育所（私立）
- ③ 幼稚園（私立） ※私学助成を除く。

(2) 特定地域型保育事業

- ① 小規模保育事業
- ② 事業所内保育事業
- ③ 家庭的保育事業
- ④ 居宅訪問型保育事業

※③④の事業について、令和2年4月1日現在、各市町村での実施がない。

3. 指導形態

(1) 集団指導

各種基準の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認められる場合、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者・事業者を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。実施頻度は、年1回以上とする。

(2) 実地指導

実地指導は、対象となる施設・事業所において、設置者・事業者及び施設長と面談し、関係書類等を確認する方法により行う。全ての特定教育・保育施設等を対象に、概ね3年に1回の頻度で実施することとし、特定教育・保育施設等の種類、運営主体及び過去の指導内容等を考慮のうえ、対象を選定する。

(3) 監査

実施指導中に著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断される場合や、施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合に、中部広域市町村圏事務組合特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者指導監査要綱第11条に基づいて行われる。

4. 実地指導の重点項目

(1) 重要事項説明書の交付及び同意

重要事項説明書（運営規定等の概要を記した文書）について、記載すべき11項目について記載漏れはないか、給食費について追記されているかどうかを確認する。また特定教育・保育等の提供の開始に際し、あらかじめ保護者に交付し、説明を行ったうえで同意を得ているかどうかを確認する。

(2) 処遇改善等加算Ⅱに係る諸手続き及び支給状況等の確認

処遇改善等加算Ⅱの認定をうけた施設等については、副主任等の該当する職員に対し職務命令（発令や辞令交付）が行われ、就業規則に職位が設けられているか。加えて、給与規程にも処遇改善Ⅱに係る手当（毎月支給）が位置付けられているかを確認する。

また、処遇改善等加算Ⅱの支給状況、加算の要件を満たしているかどうかを確認する。

(3) 運営規程に規定すべき事項の確認

施設・事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規定）に11項目が定められているか確認する。なお、特定教育・保育施設においては給食費の実費徴収に関する事項が記載され、所轄庁に届け出がなされているかを確認し、小規模保育事業及び事業所内保育事業所においては、保育所等との連携について記載されているかを確認する。

(4) 苦情解決の確認

利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速に対応するため、苦情を受け付ける窓口等を設置する等必要な措置（苦情解決体制のポスターを掲示するなど）が講じられ、受け付けた苦情内容がきちんと記録されているか確認する。

(5) 職員研修の確認

職員の資質向上のための研修会への参加（虐待防止のための研修を含む）やその機会の確保を図っているか確認する。

(6) 確認制度に係る諸手続きの確認

利用定員の増加や減少、確認の申請等を行った事項に変更が生じた場合、変更申請や変更届を施設等の所在地を管轄する市町村長に申請又は届出がなされているか確認する。

(7) 保育の質に関する評価の実施状況を確認

施設・事業所及び保育士等の自己評価がなされているか、また、その結果の公表に努めているか確認する。

(8) 職員の配置状況の確認

各施設・事業所で配置すべき保育士（保育従事者）等が、基準に基づく適正な配置となっているかを確認する。

(9) 重要事項説明書の掲示状況の確認

重要事項が施設・事業所の見やすい場所に掲示されているかどうかを確認する。

5. 令和2年度指導監査実施数（予定）

	認定こども園 (私立)		保育所 (私立)		幼稚園 (私立)		小規模 保育事業		事業所内 保育事業		家庭的 保育事業		居宅訪問型 保育事業		計	
	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数
沖縄市	2	0	57	17	0	0	21	5	3	2	0	0	0	0	83	24
うるま市	8	1	46	16	0	0	16	3	1	1	0	0	0	0	71	21
宜野湾市	9	3	27	5	2	1	14	4	2	0	0	0	0	0	54	13
北谷町	1	0	6	1	0	0	3	0	3	2	0	0	0	0	13	3
嘉手納町	1	1	2	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	7	1
西原町	1	1	11	3	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	15	5
読谷村	0	0	10	4	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	12	4
北中城村	2	1	3	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	7	3
中城村	6	1	3	1	0	0	3	2	1	0	0	0	0	0	13	4
—	30	8	165	48	3	1	64	15	13	6	0	0	0	0	275	78